

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 1 3 日

令和5年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和5年1月13日午後2時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長 加藤 広之

1. 事務局出席職員

事務局長 岡野 衛
主幹兼係長 古山 和幸

事務局長補佐 榊 孝弘
主幹兼係長 武井 博子

開会 午後 2時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年1月総会を開催します。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、公務により会長の出席が遅れますので、お見えになるまでの間、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号12番、杉浦昌平委員、議席番号13番、松戸英樹委員の両委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号となっております。

なお、報告事項については第1号から第9号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。
それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画について、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は、再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は792平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎委員 推進委員の山崎唯司です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもありますので、賛成したいと思います。よろしくお諮りをお願いいたします。

議長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

続いて、2番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は田、面積は1,021平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

ただいまの説明でよく分かりました。再設定案件ですので、賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は1,252平方メートルでございます。

利用権の種類は使用賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。再設定の案件ということで、賛成したいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は田、面積は1,031平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。再設定の案件ということで、原案に賛成し

たいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

(椿委員入室)

議 長 ここで、会長がお見えになりましたので、議長の交代を行います。

(議長交代)

議 長 ここからは、私、椿が議長を務めます。

◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室一美でございます。

去る1月5日木曜日、議案第2号、3号、4号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取

した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをここでご報告させていただきます。

それでは、議案第2号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

議案書の3ページ、議案参考資料については、9ページから10ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は1,021平方メートル、現況は田で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大を図るためです。

譲渡人の申請理由は、経営規模を縮小するためです。

譲受人は、農業者で、経営農地については適正に耕作されております。経営面積は、田5,059平方メートル、畑8,384平方メートル、合計13,443平方メートルで、許可条件である50アールを超えております。また、譲受人の耕作従事日数は、構成員3人で950日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

農機具につきましては、耕運機1台、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しております。申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、水稻栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

ただいまの説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございますので、審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番は許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の5ページ、議案参考資料につきましては、12ページから17ページになります。申請地の位置につきましては、議案参考資料の12ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある中古車販売業者から、車両置場が必要との要望があったためです。

施設の概要につきましては、車両53台を置く貸車両置場です。

整地につきましては、入り口部分は透水性舗装とし、その他は砂利敷きといたします。

排水につきましては、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、入り口以外は鋼板土留めに単管パイプ柵を設置し、砂利の流出を防ぎます。

他法令につきましては、該当する法律はございません。

所要額につきましては、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところ です。

農地区分につきましては、申請地は基準点となる鉄道の駅からおおむね900m以内に位置し、かつ全体の面積に占める宅地の割合が40%を超えている農地であることから、第2種農

地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましては第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議員番号13番、松戸英樹です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案参考資料については、18ページから22ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の18ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者と子の3人で借家に住んでおりますが、子の成長とともに増えてきた家財道具等で手狭になったこと、また、子ども部屋が必要になる年頃になるため、現在の借家では確保することが困難になり、子どもの将来や老後の環境を考え、閑静な土地で住宅を建築したいと思っていたことから、申請地を借り受け、分家住宅用地とするためです。

施設の概要につきましては、木造2階建て、延べ床面積125.80平方メートル及び公衆用道路です。

整地につきましては、南側の駐車スペースはコンクリート仕上げ、西側の庭は芝張りで、その他は砂利敷きといたします。

排水につきましては、雨水は雨水浸透ますを設置し、宅内浸透といたします。汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、処理水を側溝に放流いたします。

給水につきましては、公営水道を利用いたします。

被害防除につきましては、南側の道路接続部分以外はコンクリートブロック2段から3段積みとします。

他法令につきましては、都市計画法が該当しますが、開発行為許可申請済みです。

所要額につきまして、自己資金と銀行借入れで賄うとのことから、金融機関の残高証明書及び融資申込書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分につきましては、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断をいたしました。

以上、議案第4号の1番につきまして説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましては第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたします。

次に、議案第4号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号の2番についてご説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案参考資料につきましては、24ページから30ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者が代表を務める社会福祉法人は、松戸市内で保育園と特別養護老人ホームを営んでいます。両施設より駐車場が必要との要望があったことから、申請地を譲り受け貸駐車場用地とするためです。

施設の概要につきましては、普通車40台及び園児行事バス3台を置く貸駐車場です。

整地につきましては、道路に面した6メートルの入り口部分はアスファルト舗装とし、それ以外は全面砂利敷き舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、北側は既設のブロック1段積みに1メートルのフェンス、西側は既設のブロック2段積みに1メートルのフェンス、南側は既設のブロック4段積みを利用いたします。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額につきましては、全額、金融機関からの借入れで賅うとのことから、融資証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところでは。

農地区分については、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましては第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

ただいまの座長の説明でよく理解できましたので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたします。

次に、議案第4号の3番について説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号の3番についてご説明させていただきます。

議案書の8ページ、議案参考資料については、32ページから39ページになります。申請地の位置につきましては、議案参考資料の32ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は軽食事業、酒場業態、主食業態を開発、育成、運営を行っており、

駅ビル、駅ナカ、ショッピングモール、郊外ロードサイド立地への出店を計画しています。このたび、ロードサイド立地を検討していたところ、交通量の多い道路面で運転者の休憩所及び周辺地域の利用を目的とした利用可能な土地であると考えたことから、申請地を取得し店舗用地として利用するためです。

施設の概要につきましては、延べ床面積120.02平方メートル、平屋の飲食店舗とお客様用駐車場25台及び駐輪場のドライブインです。

整地につきましては、店舗以外の箇所はアスファルト舗装とし、北側、西側、南側の一部を緑地といたします。

排水については、雨水は敷地内に雨水抑制施設を設置し、オーバーフロー分を道路側溝に放流し、排水については、汚水は公共下水道へ放流いたします。

給水については、公共水道を利用いたします。

被害防除については、周辺に農地はありませんが、周囲については、東側の一部は既設コンクリートブロックを2段に1.2メートルの格子フェンスを利用し、一部をコンクリートブロック1段に格子フェンス1.2メートルを新設します。南側は、既設コンクリート土留め壁に1.5メートルの目隠しフェンスを設置し、西側は新設のコンクリートブロック1段に1.2メートルの格子フェンスを設置いたします。北側の入り口部分は、既設切下げ4.8メートルを7.2メートルに拡幅いたします。

審査会では、現地調査の結果、現地は全面砂利敷きとなっており、現況は農地ではありませんでした。このことに対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うことといたしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得する以前から駐車場として利用されており、相続以降もそのままの状態土地利用していたことについて、農地法について十分理解しておらず、無断転用していたことを深くおわびし、以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますとの内容でございました。

他法令につきましては、都市計画法が該当いたしますが、開発行為の許可申請済みです。

所要額につきましては、全額、自己資金で賄うとのことから、最新の貸借対照表を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分について、申請地は上下水道管、ガス管の3種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましては第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から27ページの報告事項9について報告させていただきます。

まず、9ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出につい

てですが、相続による所有権移転により3件の届出を受理いたしました。なお、3件ともあつせん希望はありませんでした。

次に、11ページから12ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、12ページに記載のとおり、11月分として田1件、768平方メートル、畑11件、4,717平方メートル、合計12件、5,485平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから16ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、16ページの記載のとおり、田2件、399平方メートル、畑19件、7,768平方メートル、合計21件、8,167平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の合意解約通知がありました。

次に、19ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より3件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、21ページ、報告事項6 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛て送付しました。

次に、23ページから24ページ、報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件を交付しました。

次に、25ページ、報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が1件、故障による買取申出が1件生じたため、2件の証明書を交付しました。

次に、27ページ、報告事項9 農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査結果についてですが、令和4年10月に農業委員、推進委員2名、事務局2名の計4名をもって7日間にわたり農地パトロールを実施した結果を報告します。

令和4年度の市街化調整区域内農地の遊休農地は表の右下に記載のとおり、72筆、面積は59,541平方メートルでした。市街化区域内農地については該当ありませんでした。

事務局からの報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年1月総会を終了いたします。

閉会 午後 2時57分